

衆議院議員総選挙の お知らせ



◆10月27日（日）は、第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。

公示日	令和6年10月15日（火）
投票日	令和6年10月27日（日）午前7時～午後8時

投票する選挙は**3つ**です。

- ① 衆議院小選挙区選出議員選挙（静岡県第2区）
- ② 衆議院比例代表選出議員選挙
- ③ 最高裁判所裁判官国民審査

◆投票できる人（次の①・②のいずれかの方が投票できます。）

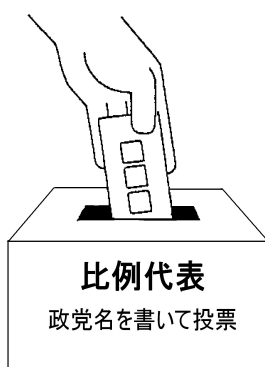
- ① 令和6年7月14日以前から吉田町に住所があり、選挙人名簿に登録されている18歳以上の
人（平成18年10月28日以前に生まれた人）
- ② 吉田町に住民票が作成された日から引き続き3か月以上吉田町の住民基本台帳に登録されてい
た人で、令和6年6月14日以後に吉田町から転出した人（ただし、転出先の市区町村の選挙人
名簿に登録された場合は、転出先での投票となります。）

◆投票の方法

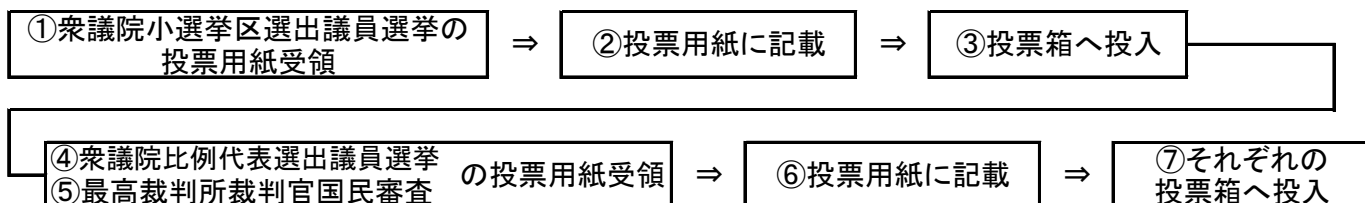
①衆議院小選挙区選出議員選挙

②衆議院比例代表選出議員選挙

③最高裁判所裁判官国民審査



◆投票の順序



◆投票所

投 票 区	投 票 所	投 票 で き る 人
第 1 投 票 区	中 央 公 民 館	住吉上、片岡 の居住者
第 2 投 票 区	住 吉 小 学 校 体 育 館	東村、森下、東浜、大浜 の居住者
第 3 投 票 区	吉 田 町 体 育 セ ン タ ー	西浜、山八、新田 の居住者
第 4 投 票 区	川 尻 会 館	川尻 の居住者
第 5 投 票 区	自 彊 小 学 校 体 育 館	神戸、大幡 の居住者

※ 投票日間際に転居（町内で住所を異動）された方につきましては、投票所入場券に記載された投票所において投票していただくこととなります。

◆投票所入場券の配達予定日 ： 10月15日（火）～18日（金）

投票所入場券は、世帯分を1枚にまとめた圧着式封筒の入場券を郵送します。

投票の際には、封筒を開いてご自分の名前が記載された入場券をマシン目で切り離してお持ちいただくと、投票をスムーズに行うことができます。

※ 「投票所入場券」は選挙人の確認などの理由で発行しているもので、それがなければ投票できないというものではありません。また、万一「投票所入場券」を紛失したときは、選挙管理委員会へお問い合わせください。

◆選挙運動期間 10月15日（火）～ 10月26日（土）

◆公営ポスター掲示場 町内40か所に選挙管理委員会が設置しています。

◆選挙公報

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査では、衆議院議員総選挙の選挙公報と国民審査公報が発行されます。

選挙（審査）公報は、10月22日（火）朝刊の新聞折込みで皆様のお手元にお届けする予定です。新聞を購読されていない方は、次の場所で受領することができます。

【町 の 施 設】	吉田町役場1階、中央公民館、総合体育館、体育センター、中央児童館、学習ホール、保健センター、神戸西会館、図書館、北オアシスパーク健康福祉センター（はあとふる）、総合障害者自立支援施設（あつまりーナ）
【各 自 治 会】	住吉会館、川尻会館、片岡会館、北区自彊館
【郵 便 局】	吉田郵便局、住吉郵便局
【金融機関等】	静岡銀行吉田支店、ハイナン農協各支店（吉田、住吉）、島田掛川信用金庫各支店（吉田、神戸）、しずおか焼津信用金庫吉田支店

◆期日前投票

投票日に、出張・旅行・入院・出産・歩行困難などの理由で投票所に出向けない場合には、投票日前に投票する期日前投票制度をご利用ください。



期 間	10月16日（水）～10月26日（土） （期間中は土曜日・日曜日でも投票できます。）
時 間	8：30 ～ 20：00 （土曜日・日曜日も同様）
場 所	○中央公民館（役場庁舎の北側）1階ホール 期日前投票所
持ち物	○入場券（入場券がなくても投票はできますが、受付手続に時間がかかります。）

※ 期日前投票をする際の駐車場は、役場の駐車場をご利用ください。

※ 期日前投票をする方は、「投票所入場券」の裏面に印刷されている「宣誓書兼投票用紙等交付申請書」に必要事項をあらかじめ記入した上で持参していただくと、スムーズに投票することができます。

◆不在者投票（次のような方は、不在者投票をすることができます。）

○不在者投票施設に指定されている病院や施設等に入院又は入所されている方

不在者投票施設に指定されている病院や施設等に入院又は入所されている方は、その施設内で不在者投票をすることができます。不在者投票を希望される方は、お早めに施設長等にお申出ください。

○仕事や用務等で町外に滞在中の方

滞在地の市区町村選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。

郵便により投票用紙の交付等を行いますので、お早めに「宣誓書兼投票用紙等交付申請書」等により吉田町選挙管理委員会に投票用紙を請求し、滞在地の市区町村選挙管理委員会で投票してください。

【不在者投票期間 10月16日（水）～10月26日（土）】

【選挙啓発標語】

「この一票 未来を創る 夢の種」



◆お知らせ

令和6年10月27日（日）は、
・衆議院議員総選挙のため、日曜開庁は実施しません。
・投票所のため、中央公民館は休館です。

◆郵便投票制度

〈郵便投票をすることができる人〉

次の人は、選挙管理委員会の証明を受けると、郵便による不在者投票ができます。希望される場合は、お早めに吉田町選挙管理委員会に申請をお願いします。

- 身体障害者福祉法上の身体障害者で、身体障害者手帳に記載されている障害の程度が次のいずれかに該当し、自署することができる人
 - ・ 両下肢、体幹又は移動機能の障害 … 1級又は2級
 - ・ 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の障害 … 1級又は3級
 - ・ 免疫又は肝臓の障害 … 1級から3級まで
- 戦傷病者特別援護法上の戦傷病者で、戦傷病者手帳に記載されている障害の程度が次のいずれかに該当し、自署することができる人
 - ・ 両下肢若しくは体幹の障害 … 特別項症から第2項症まで
 - ・ 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓の障害 … 特別項症から第3項症まで
- 介護保険法上の要介護者で、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5と記載されている人で、自署することができる人

※ なお、「郵便投票証明書」には有効期限があります。有効期限を経過している場合は、改めて申請する必要がありますので、ご注意ください。

〈代理記載制度〉

郵便投票をすることができる人のうち、自ら投票用紙に記載することができない人で、次の①又は②に該当する人は、あらかじめ代理記載人に投票に関する記載をさせることができます。なお、郵便投票の代理記載人となるためには、事前に申請が必要です。

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている人で、手帳に上肢又は視覚の障害の程度が1級と記載されている人
- ② 戦傷病者手帳の交付を受けている人で、手帳に上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までと記載されている人

◎郵便投票制度をご利用される場合は、お早めに手続をお願いします。

【郵便不在者投票の投票用紙等請求期限】

選挙の種類	請求期限
第50回衆議院議員総選挙 第26回最高裁判所裁判官国民審査	10月23日（水） 17：00

※郵便投票制度、代理記載制度の詳細は、吉田町選挙管理委員会までお問い合わせください。

○選挙についてのお問合せ先

〒421-0395 吉田町住吉87番地

吉田町選挙管理委員会（役場総務課内）Tel33-2132